

消費税率改定に関する経過措置について

下水道使用料の消費税率は、原則として令和元年10月1日以降に検針した分の使用料から10%に改定されますが、令和元年9月の水道検針日までに公共下水道に接続されたお客様には、下記の経過措置が適用されます。

記

令和元年9月の水道検針日までに公共下水道に接続した場合

- 令和元年10月分（11月請求分）には税率8%が適用されます。
- 令和元年11月分（12月請求分）から税率10%が適用されます。

| 検針月 | 令和元年 | | | | |
|--------------------|------|---------|---------|---------|---------|
| | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 |
| 10月分 (消費税率:8%) | (接続) | ● 検針 | ● 検針 | ★ 請求 | |
| 11月分 (消費税率:10%) | | | ● 検針 | ● 検針 | ★ 請求 |

令和元年9月の水道検針日以後に公共下水道に接続した場合

- 令和元年10月分（11月請求分）の請求はありません。
- 令和元年11月分（12月請求分）から税率10%が適用されます。

| 検針月 | 令和元年 | | | | |
|--------------------|------|------------|---------|---------|---------|
| | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 |
| 11月分 (消費税率:10%) | | ● 9月検針日 | ● 検針 | ● 検針 | ★ 請求 |

※「公共下水道に接続」とは、排水設備の新設後、市が行う完了検査に合格することです。

※「水道の検針日」については、水道料金お客様センター（Tel 0884-22-0587）にお問い合わせください。

※下水道使用料は、水道料金と合わせて納めていただきます。